

産業構造審議会 知的財産分科会
営業秘密の保護・活用に関する小委員会
の審議内容の公開について

事務局

本小委員会の公開については、以下によるものとする。

1. 議事録については、原則会議終了後1ヶ月以内に作成し、公開する。
また、議事要旨については、会議後速やかに作成し、公開する。
2. 配布資料は、原則として公開する。
3. 傍聴については、会議の運営に支障をきたさない範囲において、原則として認める。
4. 会議開催日程については、事前に周知を図るものとする。
5. 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、委員長は会議及び配布資料を非公開にすることができる。

以上